

四條畷市グループウェアシステム及び文書管理システム

更改・運用保守業務委託に係るプロポーザル実施要領

## 1 目的

この要領は、四條畷市グループウェアシステム及び文書管理システム(以下「本システム」という。) 更改・運用保守業務委託について、価格のみでなく総合的な見地から判断し、四條畷市(以下「本市」という。)に最も適したシステムを導入し、安定的な運用保守を提供できる事業者を選定するため、公募型プロポーザルの実施に関し必要な事項を定めるものである。

## 2 公募型プロポーザルの概要

### (1) 業務名称

四條畷市グループウェアシステム及び文書管理システム更改・運用保守業務委託

### (2) 業務内容

別紙「四條畷市グループウェアシステム及び文書管理システム更改・運用保守業務委託仕様書」のとおり

### (3) 提案上限額

総額 74,000,000円(税抜き)

〔システム導入構築に係る業務(データ移行、設計、構築、研修等)  
システム使用料(システム本稼働以降に生じる一切の費用)〕

※また、システム導入構築に係る業務については、44,800,000円(税抜き)を超えてはならない。

### (4) 契約方法及び支払方法

公募型プロポーザルにより選定した受託候補事業者と本市との間で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約により、以下のとおり契約を締結する。

#### ①システム導入構築に係る業務

【契約期間】 契約締結日の翌日から令和4年11月30日まで

※令和4年1月締結予定

業務完了後、契約金額を一括で支払う。(令和4年度予算により執行)

#### ②システム使用料

【契約期間】 令和4年12月1日から令和9年11月30日まで

契約金額を60で除した金額をシステム使用料として毎月支払う。端数金額の調整は別途協議のうえ決定する。また、提案者が指定するリース業者によって本契約を締結しようとする場合は、見積金額にはリース料を含む額を記載すること。

なお、60月の長期継続契約とし、契約締結の翌年度以降の当該契約に係る予算については、議会の審議により予算金額に減額又は削減があった場合は、当該契約を変

更又は解除できることとする。

### 3 参加資格

次の要件を全て満たすことを参加資格要件とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 本市に対する入札参加資格を有していること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 国又は地方自治体若しくは本市から資格停止措置等を受けていないこと。
- (6) 四條畷市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (7) 提案金額については提案上限額を超えないこと。
- (8) 仕様書に掲げる内容を余すことなく遂行でき、本市まで2時間以内に訪問可能な地域に本店又は営業所等があること。（機能要件については別途評価する。）
- (9) 平成28年4月1日から令和3年3月31日までの間に他自治体において、グループウェアシステム及び文書管理システムをいずれも導入した実績を有すること。
- (10) システム受託事業者として選定された場合は、当該契約満了時においてシステム内に蓄積されたデータを、中間標準レイアウト形式で抽出し、無償で引き渡すこと。

### 4 スケジュール

令和4年12月1日の本稼動日に間に合うようシステム調達を完了させること。

項目	日程
① 公示及びプロポーザル必要書類等の配布（ホームページに掲載）	令和3年10月6日（水） から10月25日（月）
② 質問事項受付期限	令和3年10月29日（金）
③ 質問事項等回答日	令和3年11月5日（金）
④ 選考関係書類（一次審査）の提出期限	令和3年11月19日（金）
⑤ 審査結果の通知	令和3年11月26日（金）
⑥ 企画提案書（二次審査）の提出期限	令和3年12月9日（木）
⑦ プレゼンテーション及びヒアリング	令和3年12月中旬

(二次審査)	
⑧詳細要件確認・合意	令和4年1月上旬
⑨最終選考結果通知	令和4年1月中旬
⑩契約締結 (システム導入構築に係る業務)	令和4年1月下旬
⑪システム構築、システムデータ移行、職員研修等	契約締結の翌日から 令和4年11月30日(水)
⑫契約締結 (システム使用料)	令和4年11月頃
⑬システム本稼働日	令和4年12月1日(木)

## 5 応募手続き

各様式については、本市ホームページから取得すること。

### (1) 質問書の受付及び回答

委託内容等について質問がある場合は、次のとおり受付及び回答を行う。

#### ①受付期間

令和3年10月15日(金)から10月29日(金)午後5時必着

#### ②提出書類

ア 質問書(様式第6号)

#### ③受付方法

②の提出書類を総務部総務課あてに電子メールで提出すること。

なお、受信確認のため、送信した直後に総務課あてに必ず架電すること。

メールアドレス: soumu@city.shijonawate.lg.jp

受信確認電話 : 072-877-2121(内線331)

#### ④回答日

令和3年11月5日(金)

#### ⑤回答方法

提出された質問と回答をすべて取りまとめて、ホームページに掲載する。

### (2) 一次審査提出書類の提出

公募型プロポーザルに参加する事業者は、次のとおり参加申込書等を提出すること。

#### ①提出期限

令和3年11月19日(金)午後5時必着

## ②提出書類

- ア 公募型プロポーザル参加申込書（様式第1号）
- イ 業務実績調書（様式第2号-1または様式第2号-2）
- ウ 機能要件回答書（様式第3号）
- エ 見積書（様式第4号）

## ③ 提出方法等

提出書類を総務部総務課あてに以下のとおり提出すること。

形式	部数	提出方法	
紙媒体	1部	郵送	〒575-8501 四條畷市中野本町1番1号 総務部総務課
PDF	1部	電子メール	soumu@city.shijonawate.lg.jp

※新型コロナウイルス感染症防止対策の観点から持参は認めない。

## (3) 結果通知書の送付

参加申込みした事業者には一次審査の結果通知書を送付する。

送付予定時期：令和3年11月26日（金）

※一次審査通過事業者には、二次審査の参加依頼書を併せて送付する。

## (4) 二次審査提出書類の提出

二次審査に参加する事業者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

### ①提出期限

令和3年12月9日（木）午後5時必着

### ②提出書類

ア 企画提案書提出届（様式第5号）

イ 企画提案書（任意様式）

（様式について）

企画提案書は任意様式とし、日本工業規格A4横型（一部A3版資料折込使用可）のサイズで作成すること。なお、企画提案書の枚数に制限は設けない。

（記載内容について）

企画提案書は、別紙「四條畷市グループウェアシステム及び文書管理システム更改・運用保守業務委託に係るプロポーザル審査基準」に記載している審査の評価項目・評価内容に基づく提案を、評価項目の順に記載すること。

### ③ 提出方法等

提出書類を総務部総務課あてに以下のとおり提出すること。

形式	部数	提出方法	
紙媒体	10部	郵送	〒575-8501 四條畷市中野本町1番1号 総務部総務課
PDF	1部	電子メール	soumu@city.shijonawate.lg.jp

※新型コロナウイルス感染症防止対策の観点から持参は認めない。

## 6 審査及び受託候補事業者の選定方法

参加資格要件を満たす事業者について、一次審査として事務局が、選考関係書類を、二次審査として四條畷市グループウェアシステム及び文書管理システム業者選定検討委員会委員（以下「委員」という。）が、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を、四條畷市グループウェアシステム及び文書管理システム更改・運用保守業務委託に係るプロポーザル審査基準（以下「審査基準」という。）に基づき評価・採点し審査の合計得点が最も高い事業者を受託候補事業者とする。

なお、受託候補事業者と本市との間で「4.スケジュール」に記載の詳細要件の確認を行うが、本市が示した仕様をすべて満たしていると認められた場合のみに契約締結をするものであり、認められない場合は次点者との交渉に移行するケースがある。

### (1) 書類審査及び価格評価点（一次審査）600点

- ① 業務実績調書記載事項に係る評価点
- ② 機能要件回答書記載事項に係る評価点
- ③ 価格評価点

### (2) プレゼンテーション及びヒアリング（二次審査）300点

企画提案書の内容について、プレゼンテーションを行い委員からのヒアリングを受けるものとする。

#### ① 実施方法

プレゼンテーションは自由形式とするが、評価項目中の「文書管理システム」及び「グループウェアシステム」のプレゼンテーションに際しては、システム画面を表示し実演を交えて説明すること。

また、出席者は3名までとし、電子機器については、事業者において用意する

こと。(スクリーンは除く)

なお、プレゼンテーションについては、四條畷市役所内での実施予定であるが、新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み、オンライン実施（Zoom を利用）となる場合は、別途通知する。

## ② 実施時間

準備、プレゼンテーション、委員からのヒアリング（約10分以内）を含め計60分以内とする。

## 7 選定結果等の公表方法

参加事業者数及び選定した事業者名をホームページに掲載する。

## 8 辞退

プロポーザルの参加事業者は、辞退届（様式第7号）の提出により、プロポーザルへの参加を辞退することができる。

## 9 契約保証金

本市財務規則に基づく。

## 10 失格事由

次の各号に該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて書類の提出があった場合
- (2) 提出された書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 本市の指定する方法及び形式に適合しない書類を提出した場合
- (4) 一次審査（書類審査）、二次審査（プレゼンテーション）それぞれの得点が6割に満たなかった場合
- (5) 選考期間中から契約締結までに、四條畷市建設工事等入札参加に係る指名停止要綱に基づく指名停止処分を受けた場合
- (6) (1) から (5) に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

## 11 その他の留意事項

- (1) 提出物の提出後においては、再提出及び差替えは認めない。
- (2) 提出物の作成及び提出に要する費用は、事業者の負担とする。
- (3) 提出物の返却は一切行わない。

(4) プロポーザルに係る文書の開示請求があった場合は、四條畷市情報公開条例に基づき提出書類を開示する。

## 1.2 問い合わせ先

四條畷市 総務部総務課

〒575-8501 四條畷市中野本町1番1号

電話：072-877-2121（内線331）

e-mail：soumu@city.shijonawate.lg.jp

担当：萩原（はぎはら）、小出（こいで）